

学校感染症（新型コロナ、インフルエンザ等）に感染した又は可能性がある場合の大学への報告および授業欠席について〔連絡・手続き方法〕

下記(1)～(2)に該当した場合は出席（登校）停止となります。状況により連絡方法や授業欠席の取扱いが異なるため、下表に従って必ず報告してください。

	<p>学校感染症（新型コロナやインフルエンザ等）に感染していると診断された場合（抗原定性検査キットでのセルフ検査(注1)含む）</p>
(1)	<p>① 登校せず、速やかに「2025年度 学校感染症報告フォーム（https://forms.gle/46CAaXbXgLZP3XG7A）」を入力・送信してください。保健室から電話連絡しますので、必ず応答してください。</p> <p>② 法律で定められた出席（登校）停止期間があります。（2ページ目参照） また、「欠席届受付票」内【3】に体温等を記録してください。</p> <p>③ 療養期間満了から7日以内に提出書類を送付してください。（提出書類・提出先は3ページ目参照）</p>
(2)	<p>学校感染症（新型コロナやインフルエンザ等）に感染したかは不明だが以下のような症状がある場合 →発熱（37.5℃以上。37.5℃未満でも自身の平熱から+1℃以上）、強い倦怠感、せき、息苦しさ、のどの痛みや違和感、鼻水、頭痛、下痢、腹痛、吐き気、味覚異常、嗅覚異常など普段と違う身体症状がある</p> <p>① 登校せず、速やかに”抗原定性検査キットでのセルフ検査（注1）”または”医療機関を受診”し、「欠席届受付票」内【3】に体温等を記録してください。 ※発症日を0日目として、3日以内にセルフ検査または受診をしてください。</p> <p>② 検査・受診の結果、学校感染症（新型コロナやインフルエンザ等）の場合は「(1)」に従って報告してください。 それ以外の結果の場合（医療機関で『学校感染症（新型コロナやインフルエンザ等）の可能性はない（又は可能性は低い）』と判断された等）は、出席（登校）停止が解除されます。</p> <p>③ 出席（登校）停止期間(注2)終了後、7日以内に提出書類を送付してください。（提出書類と提出先は3ページ目参照）</p>

★感染症拡大防止のため、出席（登校）停止期間を守るようお願いします。

★「学校感染症による授業欠席届」の申請には、必要書類や申請期限があります。（3ページ目参照）

注1 [使用する検査キットは、「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」に限ります。](#)

厚生労働省ページ参照→



注2 診断結果が学校感染症以外の疾患の場合、出席（登校）停止期間は「症状発症日から医療機関を受診して『学校感染症の可能性はない（又は可能性は低い）』と判断された日まで」となります。

連絡先（受付 平日9:00～11:20、12:20～16:30、土曜9:00～11:30）：板橋保健室03-5399-7318 / 東松山保健室 0493-31-1510

出席（登校）停止期間の考え方イメージ

(1) [新型コロナに感染していると診断された場合]

出席（登校）停止期間：発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで※症状が出始めた日、無症状の場合は検査した日を0日目とする
症状軽快後、24時間経過するまで療養が必要なため、症状によっては出席（登校）停止期間が延長されます。
 発症後5日を超えて欠席する場合は必ず保健室へ連絡・相談してください。

	0日目	1日目	...	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
例) 発症4日目の 昼頃に症状軽快確認	発症日			症状 軽快	← 24時間 →	登校可能				
例) 発症5日目の 昼頃に症状軽快確認	発症日				← 24時間 →	登校可能				

マスク着用と健康
観察は10日目頃
まで継続

症状軽快から24時間経過したら、午後は登校しても良いの？と思われるかもしれませんが、この日はお休みしてください。
翌日より登校可とします。

(2) [インフルエンザに感染していると診断された場合]

出席（登校）停止期間：発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

「解熱した後2日を経過するまで」の考え方 ※ 1日を通して体温が37℃未満で経過した日を「解熱日」とします

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	解熱		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	解熱		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

* その後は解熱した日によって出席停止期間が延長されます

★欠席届の発行申請について（提出書類、提出期限、提出先）

（1）提出書類

◆新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

【1. 新型コロナ陽性であることがわかるもの（①～③のいずれか）】

- ①結果判定済の検査キット画像（可能な限り、氏名・日付を明記）
- ②検査結果書
- ③医療機関で発行された書類のうち、新型コロナの検査結果について明記されたもの

【2. 欠席届受付票】

◆普段と違う身体症状があり、学校感染症（新型コロナ・インフルエンザ等）の可能性はないと判断された場合

【1. 受診や検査をしたことがわかるもの（①～③のいずれか）】

- ①結果判定済の検査キット画像（可能な限り、氏名・日付を明記）
- ②検査結果書
- ③医療機関で発行された書類（領収書、診療明細書等）

【2. 欠席届受付票】

◆インフルエンザに感染していると診断された場合

【1. インフルエンザ陽性であることがわかるもの（①～③のいずれか）】

- ①結果判定済の検査キット画像（可能な限り、氏名・日付を明記）
- ②検査結果書
- ③抗インフルエンザ薬が処方されたことがわかるもの
（お薬手帳、薬剤情報提供書（薬の説明書）等）

【2. 欠席届受付票】

◆コロナ・インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合

DBHandbook(P.22~24)参照

（2）提出期限：出席（登校）停止期間終了の7日後

（3）提出先： db-absent@ic.daito.ac.jp ※本文に、学籍番号・氏名を明記してください

※原則として、以下の①～⑥の場合は、「学校感染症による欠席届」の発行ができません

- ①発症から4日以降に受診・検査した
- ②一度も受診や検査をしなかった
- ③罹患報告が出席（登校）停止期間が終了した後だった
- ④欠席届発行申請を、出席（登校）停止期間終了後7日以内にしなかった
- ⑤提出物が不足している
- ⑥「研究用」の検査キットを使用した